

第4回岡山県一般機械器具製造業

最低賃金専門部会議事要旨

1 日 時

令和6年10月28日（月）午後0時50分～

2 場 所

岡山市北区下石井1丁目4番1号
岡山第2合同庁舎 2階 共用会議室C

3 出席者

公 益 委 員 : 3人
労働者側委員 : 3人
使用者側委員 : 3人

4 審議事項

(1) 最低賃金額審議について

5 議事要旨

(1) 最低賃金額審議について

岡山県一般機械器具製造業最低賃金額について審議され、労使双方の委員から、以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

51円を提示する。

他県の同業種の引上げ額については、ほぼ+50円前後で全会一致している。

ここ数年、県最賃の引上げ額よりも低い金額で結審しており、追い越されないよう、少し上の金額でという思いがある。

兵庫県（隣県）の地賃が1,052円であり、これ以下となれば、この業種に人が来なくなってしまう。

【使用者側の意見要旨】

前回提示額40円に変更なし。

これ以上最賃が上がると、中小零細企業は支払い能力の点から事業継続が非常に厳しい。

アメリカ、中国からの発注が下降しており、元請けからの長期予報では、この傾向は来年春頃まで続く見込みである。また、円安が進んでおり、資金繰りの面から厳しい状況である。

経営者協会が発表した賃上げ率を上回って、最賃だけ上げる理由が見出せない。

零細企業の今の実情を一番考慮したい。賃金は、各企業の労使の判断によって決めていくべきものであり、このような場で決めることは合わなくなってきた。

(2) 金額提示後、労使双方再度検討が行われ、労側 49 円の再提示が行われた。また、使側からは 45 円の再提示が行われ、その後改めて 47 円の再提示が行われた。双方歩み寄ったが合意には至らなかったため、労使双方が公益見解を求めた。

(3) 公益見解

労使のこれ以上の歩み寄りが困難なため両者の意見を総合的に考慮して公益見解「時間額 1,054 円（引上げ額 49 円）、法定発効」が示された。

公益委員見解を採決した結果、賛成 5 名（部会長を除く公益 2 名、労側 3 名）、反対 3 名（使側 3 名）によって、賛成多数により提示額が決議され、報告書を作成した。

(4) 全会一致に至らずに決議したため、専門部会の審議結果を最低賃金審議会に報告し、そこで結論を求めることになった。

6 配付資料

- ・公益見解による「岡山県一般機械器具製造業最低賃金改定」
- ・岡山県一般機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書（案）